# 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所:税理士法人 仲田パートナーズ会計

〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22 TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516 E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp URL: http://www.nakada-partners.or.jp

#### 発行日2023年 8月 7日(月)

★ ☆ 休刊のお知らせ ☆ ★

次週8月14日号は、 休刊とさせていただ きます。



# ◆ **今週のこよみ** ◆ ご自分の予定を確認して下さい

* / Z==	<b>▼</b> CE1553 /CC1E566 C1 C
8/ 7(月) 友引	
8(火) 先負	立秋
9(水) 仏滅	長崎原爆の日
10(木) 大安	源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
11(金) 赤口	Шの日
12(土) 先勝	日航ジャンボ機墜落事故から38年
13(日) 友引	

#### □□□ 先週の株と為替 □□

日経平均株価 円(対米ドル)

7/31(月) 33,172 △413 142.17 ▼2.42

8/ 1(火) 33,477 △305 142.71 ▼0.54

2(水) 32,708 ▼769 142.63 △0.08

3(木) 32,159 ▼549 142.89 ▼0.26

4(金) 32,193 △ 34 142.63 △0.26

## 新NISAの「非課税保有限度額」の取扱い

NISA(少額投資非課税制度)は、制度の抜本的拡充・恒久化が行われ、令和6年から新制度に変わります(現行のNISA口座を開設している方は令和6年1月に新NISA口座が自動的に開設)。

## ◆新制度の非課税保有額は1800万円が上限

新NISAは、長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託が対象となる「つみたて投資枠(年間投資上限120万円)」と、上場株式など幅広い投資商品が対象となる「成長投資枠(同240万円)」で構成され、併用により年間360万円まで投資ができます。また、非課税で保有できる期間は無期限です。

なお、NISA口座で保有する上場株式や投資信託等の金額(非課税保有額)について、買付額ベースで1800万円(うち成長枠は1200万円まで)の限度額が設定され、年間投資上限額の範囲内でも非課税保有限度額を超えて投資することはできません。

# ◆保有する商品の買付額で非課税保有額を算定

非課税保有額は、NISA口座(つみたて枠と成長枠)で保有する商品の買付額の合計をもとに算定します(時価ではないため、商品の値動きによる増減はありません)。保有する商品を売却した場合は、その買付額分だけ非課税保有額が減少しますが、減少分は翌年以降の投資で再利用が可能です。

例えば、非課税保有額が1800万円(つみたて枠600万円+成長枠1200万円のケース)に達して、つみたて枠の全商品を売却した場合、その年はNISA口座での投資はできませんが、翌年の非課税保有額は1200万円(つみたて枠に600万円分の空き)となるため、つみたて枠の年間投資上限(120万円)の範囲内で新たな投資ができます。

■この記事の詳細は、情報BOX201530

## インボイス開始後の免税事業者からの仕入

本年10月からインボイス制度が始まりますが、インボイス発行事業者として登録していない免税事業者等からの課税仕入れであっても、制度開始から6年間は仕入税額相当額の一定割合(令和5年10月~8年9月は80%、8年10月~11年9月は50%)を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

この経過措置の適用を受けるためには帳簿及び 請求書等の保存が要件となりますが、帳簿には通 常の記載事項に加えて、経過措置の適用を受ける 課税仕入れである旨の記載(例えば「80%控除対 象」、「免税事業者からの仕入れ」など)が必要 となります。

## 災害に備え「事業継続計画(BCP)」を策定

現在、台風第6号による被害を受けて、沖縄県の34市町村に災害救助法が適用されており、被災中小企業に対する支援措置も行われています。

近年は、特に台風や豪雨などによる大規模災害が増加していますので、改めて防災・減災対策を確認しましょう。また、企業は被災した場合に備えて、最優先で復旧させる事業の選択や、事業に必要な資産について代替策を用意するなど、自社の現状に応じて無理なく実施できる「事業継続計画(BCP)」を策定することも重要です。

詳細請求

手

順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000 へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

## 令和6年から始まる新NISA制度における「非課税保有限度額」の取扱い

#### ◆新 NISA 制度の概要

NISA(少額投資非課税制度)は、金融機関で開設した NISA 口座内で、毎年一定金額の範囲内で購入した金融商品から得られる利益が非課税になる制度です。

令和5年度税制改正において、現行のNISA制度(一般・つみたて)の抜本的拡充・恒久化が行われ、令和6年1月から新しいNISA制度(下表を参照)が開始されます。

	つみたて投資枠	成長投資枠	
年間投資上限額	120 万円	240 万円	
非課税保有期間	無期限		
非課税保有限度額	1,800 万円 (うち成長投資枠は 1,200 万円まで) ※簿価残高方式で管理(枠の再利用が可能)		
口座開設期間	恒久化		
投資対象商品	積立・分散投資に適した投資信託 ※現行のつみたて NISA 対象商品と同様	上場株式・投資信託等 ※①整理・監理銘柄、②信託期間 20 年 未満、高レバレッジ型及び毎月分配型 の投資信託等を除く	
投資方法	定時・定額の積立投資	制限なし	
対象年齢	18 歳以上		
現行制度との関係	令和5年末までに現行の一般・つみたてNISAにおいて投資した商品は、新制度の外枠で現行制度における非課税措置を適用		

#### ◆新 NISA における「非課税保有限度額」について

- ・新 NISA 口座は、長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託が対象となる「つみたて投資枠」と、上場株式や投資信託等の幅広い商品が対象となる「成長投資枠」の2つの枠で構成されており、2つの枠を併用することで年間360万円まで投資を行うことが可能です。
- ・ただし、年間投資上限額とは別に、NISA 口座(つみたて投資枠と成長投資枠)で保有する上場株式や株式投資信託等の金額(以下、非課税保有額)について、1,800 万円(うち成長投資枠は1,200 万円)※の上限が設定されており、これを「非課税保有限度額」といいます。
- ※つみたて枠のみで 1,800 万円まで投資することも可能です。
- ・ある年の非課税保有額は、その前年末時点において NISA 口座で保有する商品の買付額と、その年中に新たに投資する商品の買付額の合計をもとに算定します(手数料等は含みません)。買付額で管理されるため、保有する商品の値動きによる影響は受けません。
- ・年間投資上限額の範囲内であっても、非課税保有限度額を超えて投資することができません。例えば、非課税保有額が 1,700 万円(つみたて投資枠 500 万円、成長投資枠 1,200 万円)に達している場合、その NISA 口座ではつみたて投資枠で 100 万円分までしか投資できません。
- ・非課税保有額は、NISA 口座で保有する商品を売却することで減少します。減少した分は、翌年以降、年間投資枠の範囲内で新たな投資に利用することが可能です。

#### ◎非課税保有限度額を踏まえた NISA 口座の利用例

【利用例①】ある年の非課税保有額が 1,800 万円(つみたて投資枠 600 万円、成長投資枠 1,200 万円)であり、その年につみたて投資枠の商品を全て(600 万円分)売却したケース。

- ・その年中は NISA 口座で新たな投資はできないが、売却によって翌年の非課税保有額が 1,200 万円(成長投資枠 1,200 万円)となり、つみたて投資枠に 600 万円分の空きができる。
- ・翌年以降、非課税保有額が 1,800 万円に達するまで、つみたて投資枠の年間投資上限額(120万円)の範囲内で、新たな投資ができる。

【利用例②】ある年の非課税保有額が 1,200 万円(成長投資枠 1,200 万円)であり、その年に成長投資枠の商品を全て(1,200 万円分)売却したケース。

- ・その年中は、成長投資枠で新たな投資はできないが、つみたて投資枠での投資は可能。
- ・その年中につみたて投資枠での投資を行わなかった場合、売却によって翌年の非課税保有額が O 万円となり、1,800 万円分の空き(うち成長投資枠に 1,200 万円分の空き)ができる。